

# 平成28年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

平成28年3月24日 木曜日 (午後1時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

## 議事日程

第1	議案第19号	平成28年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員会委員長報告
第2	議案第20号	平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	
第3	議案第21号	平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	
第4	議案第22号	平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算	
第5	議案第23号	平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算	
第6	議案第24号	平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算	
第7	議案第25号	平成28年度川棚町水道事業会計予算	
第8	総務厚生委員会調査報告		
第9	産業建設文教委員会調査報告		
第10	委員会の閉会中の継続調査の件（総務厚生委員会・産業建設文教委員会）		

**議 長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1、議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」から、日程第7、議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

**予算審査特別委員長** 皆様こんにちは。ただいま一括議題となりました議案7件につきましては、予算審査特別委員会に3月11日に付託されたものがあります。この審査につきましては、分科会方式を採用しており、審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛報告を提出しております。お手元に配布されているものであります。この場では、その報告につきまして、報告書を読み上げることといたします。

平成28年3月24日、川棚町議会議長初手安幸様。予算審査特別委員会委員長村井達己。

予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第19号、平成28年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第20号、平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第21号、平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第22号、平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第23号、平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決

すべきものと決定。

議案第24号、平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第25号、平成28年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会審査報告。議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」、議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第21号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第22号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」及び議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の経過。

(1) 審査の方法。2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成28年3月14日、15日、16日、17日、18日。(特別委員会)平成28年3月22日、24日。

(3) 審査場所。第1、2委員会室及び現地。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、各担当課長、次長、室長、会計管理者、各担当係長。

#### 2、審査内容。(主要事項について質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑。

質疑、結婚新生活支援補助金は低所得者への支援とあるが、新婚者全世帯を対象にできないのか。

答弁、夫婦合わせての所得が年間300万円未満の新婚者が対象となっている。上限が18万円です。引っ越し費用等の助成である。

質疑、旧白石保育所跡地の宅地分譲には所得制限はないのか。

答弁、所得制限はないが、対象者として、町外居住者の20から40歳以

下で配偶者と子ども1人以上の世帯等の条件がある。

質疑、ジェネリック医薬品の勧奨や多受診の指導はこれまでも行っている。それ以上に医療費抑制のための新たな取組みはないのか。

答弁、データヘルス計画を今年度中に策定し、そのデータを分析、活用しながらこれまで以上に取組んでいくとのことである。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)。

質疑、地区からの環境整備の要望については、予算化した件数が以前より少ないのではないのか。

答弁、予算の都合上少なくなっている。安全面を最優先とした予算措置となっている。

質疑、観光農園等ツーリズム事業の内容は。

答弁、木場棚田米のブランド化への取組みや、中山地区の活性化に向けた研究組織の立ち上げ等に取り組むとのことである。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

### 3、審査の結果。

(1) 議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

長崎県の財政を圧迫する石木ダム事業は無駄な公共事業であり、止めるべきとして反対する。

賛成討論(要旨)。

予算はある一面を捉えて判断すべきでなく、収支全体のバランスを総合的、大局的見地で判断すべきと思われる。まち・ひと・しごと創生総合戦略が本格化するのに伴い、人口減対策に重点を置いた婚活事業、子ども子育て支援、若者定住化策をはじめ産業振興、地域環境整備等に配慮したバランスの取れた予算であると判断し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

平成28年度の国保税は国保加入者に6千万円の大きな負担を強いるものである。また、県に対しては無駄な公共事業を止め、その分を国保に回し、国に対しては国庫負担水準を6割以上に回復するよう要望すべきとして反対する。

賛成討論（要旨）。

国保事業は国民の健康を維持するための必要な制度であり、医療費抑制のためには各種の取組みを進められていることから賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（3）議案第21号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、重い負担と安上りの差別医療を押し付けるものであり、廃止すべきと考え反対する。

賛成討論（要旨）。

制度そのものには意義がある。予算も適正に措置されており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（4）議案第22号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

市町村が実施する「地域支援事業」等代替えサービスは、要介護とならないようにするための一番大事なサービスが大きく後退するのは明らかであり反対する。

賛成討論（要旨）。

介護保険事業は介護が必要となった方を社会全体で支える制度である。給付費の増加を防ぐには予防が必要であり、介護予防等に積極的に取り組む予算編成であると判断し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（5）議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は

討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

#### 4、委員会としての意見。

①「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、数々の関係事業を計画されているが、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるべく、定住促進や子育て支援・結婚支援等に真摯に取り組まれない。

②ふるさと応援寄附金の返礼品の商品開発をはじめ、一連の業務を包括委託することになるが、これまで以上の寄附金の増収と、全国的な本町のPR、情報発信に努められたい。

③消防団の補助団員入団については、消防団や消防後援会と十分に協議・調整し、緊急時の対応に万全を尽くせるような体制を構築されたい。

④国民健康保険事業特別会計においては、様々な手立てを講じ、医療費の抑制に最大限の努力をされたい。

⑤地域づくり事業については、本町の基幹産業の一つである農業の振興につながるよう取り組まれない。

⑥農業、漁業、林業については、補助事業が大半である。町の補助率を上げるなど利用し易い制度となるよう努められたい。

⑦地区要望の環境整備については、積極的に対応されたい。

⑧工事の発注については、地元企業の育成の観点からも、地元企業の活用と平準的な発注に努められたい。

⑨心の教室相談員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、サポートティーチャー等を活用し、生徒の悩み、不登校、発達障害や支援が必要な児童・生徒へ適切な対応をされたい。

⑩給食センターについては、児童・生徒の食の安全安心を守るために、施設設備の適切な更新に努められたい。

⑪片島公園の整備については、関係各課との連携を密にし、積極的な財源確保を図りながら早期実現を目指して取り組まれない。以上であります。

**議 長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。



**議長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** 4番久保田です。議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

希望者が任意で申請する個人番号カードの交付作業が1月から開始されましたが、報告によると少数にとどまっています。むやみに他人に知らせてはならない番号と顔写真、氏名が一体で記載されているカードを持ち歩くことの方が紛失や盗難のリスクを高めるものなのに、そんな問題にはほとんど触れず、もっぱらメリットがいっぱいなど宣伝し、普及促進ばかりに力を入れる安倍政権のやり方は国民の個人情報に責任を持つ姿勢ではありません。平成28年度は、2,100枚の交付を目指すとありますが、あくまでも任意であり、決して強要することのないよう、町民の方の意思を尊重して取りこんでください。

また一般会計に反対する理由として、石木ダム関連に関連の予算の計上があります。県は川棚町の治水を理由としていますが、何度も言いますように県は現在の河川改修でこれまで起きた規模の洪水を防げると断言しました。しかも、長崎県の川棚川水系河川整備計画は、川棚川の内、石木川との合流地点より下流は100年に1度の治水安全度とし、合流地点より上は30年に1度の治水安全度と言っています。上流、下流の治水安全度に差をつけて下流の治水安全度を恣意的に上げて石木ダムが必要だと言っています。こんな整合性のない治水事業に合理性はありません。総額285億円という高額な税金を使ってまで、そして現に今もって居住している13世帯60人の生活の基盤まで奪って建設する公共性、公共の福祉の実現が石木ダムにあると言えるのでしょうか。どんな土地で、どんな生活を送り、どんな人生を送る

か日本国憲法のもとで決して奪われない人権であり、お金で保障はできません。

町長は所信表明で、まちづくりの将来像である自然を愛しくらしかがやくまちの実現を目指すと言われました。川原郷の自然は川棚町の財産です。壊してはなりません。また、住民の方の人権も壊してはなりません。よって議案第19号に反対します。

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

**1 番 山 口** 1番山口でございます。議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」に対する賛成討論を行います。

予算というのは、ある側面のみを捉えて判断すべきものではないと私は考えております。当然、収支全体のバランスを総合的、大局的視点に立って判断すべきものと思います。平成28年度一般会計予算については、まち・ひと・しごと創生総合戦略への取組みが本格するのに伴い、本町の将来像を見据え、人口減少対策に重点をおき、婚活事業、子ども・子育て支援事業、若者の定住策をはじめ、産業の振興や安心、安全なまちづくりのための地域環境整備等に配慮したバランスのとれた予算であると判断し賛成をいたします。

**議**            **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議**            **長** 次に、賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。したがって、議案第19号「平成28年度川棚町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

(13:21)

**議 長** 次に、議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番 久 保 田** 4番久保田です。議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の反対討論を行います。

本町の28年度の保険税は、国保加入者に6千万円の大きな負担を強いるものとなっています。委員長の報告によると、本町の低所得の水準は300万円未満ということのようですが、県のモデルの収入240万円、夫婦子ども1人、借家で生活している世帯の国民健康保険、年金、賃貸料を支払うと3級地の2の本町の生活保護水準ぎりぎりの厳しい生活になります。これでは保険税を払っても病院に行くことをためらう状況になるのは火を見るより明らかです。

今、各地で高すぎる保険料を引き下げる運動が広がっています。そんな中政府は国保料が高すぎるという国民の声を無視することができず、2015年から国の保険者支援制度が拡充され、低所得者対策として1,700億円の支援金が交付されました。支援金の活用で国保税の引き下げに努力することが自治体の力が試されるときです。

国民の命と健康を守るための制度が手遅れによる多数の死亡者を生み出しています。背景には、個人の支払い能力を超えた高すぎる保険税にあります。払える保険税にすべきとして、議案第20号に反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7 番 堀 池** 議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

被保険者の高齢化や一人当たりの医療費の増加で、大変厳しい財政運営の

中、民生費を削ることはできません。税率改定となり、被保険者の方々には相当のご負担をかけることとなりますが、一般会計からの繰り入れも行われています。値上げに反対であれば、対案で条例改正を示すべきであり、また、制度等に不満があれば国に対し意見書を提出すべきと思います。最優先すべきは、国保加入者が安心して医療が受けられ、健康寿命を延ばすことが第一であると考えます。予算は、総合的に配慮されていると判断いたします。よって「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言はよろしいですか。堀田議員。

**6 番 堀 田** 6番堀田一徳です。議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対し賛成討論を行います。

経済状況の厳しい中、税の負担増では懸念を感じるものの、国民健康保険事業は国、県などの支出金と被保険者の負担を財源として運営をされています。本予算は、一般会計からの繰り入れを行うなど、国民健康保険事業は厳しい状況にある中、町民の健康を維持するため、健康増進施策の推進、医療費抑制など、施策を講じられた予算編成となっており賛成をいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に討論はありませんね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、議案第20号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されま

した。

( 1 3 : 2 6 )

**議 長** 次に、議案第 2 1 号「平成 2 8 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** 4 番久保田です。議案第 2 1 号「平成 2 8 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

予算には、後期高齢者広域連合納付金として 1 億 5, 6 1 1 万円が計上されています。この特別会計は、平成 2 0 年 4 月 1 日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。7 5 歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入られました。これまで負担のなかった扶養家族を含め、一人ひとりから保険を取り立てる、受けられる医療を制限し差別する別立て診療報酬を設ける。保険料は年金から天引きし、2 年毎に引き上げる。保険料を払えない人から保険証を取り上げる。

この制度は高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上りの差別医療を押し付けることにあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる後期高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増をがまんするか不十分な医療をがまんするかの二者択一に追い込んで、医療、社会保障にかかる国の予算を削減することが狙いです。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて自動的に引き上げる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。以上で議案第 2 1 号に対する反対討論とします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

**2 番 田 口** 国民全体からみれば、元気な若い人たちが高齢者の医療についてある程度負担をするということはやむを得ないことであろうと思います。そういう中で、この後期高齢者の特別会計制度はですね、その後期高齢者についての医療の給付がどういうふうになっているか。そして、それに対して若い人たちがどれだけ負担をすればいいのかというものをはっきりさせ

る制度だと思えます。

その中で、後期高齢者自身もある程度負担をしてもらうという、そういった負担関係をはっきりさせる制度であるので、この制度そのものは意義があるものだというふうに私は思えます。この後期高齢の特別会計制度は、28年度予算についても適正に編成されていると思えますので私は賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、議案第21号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

(13 : 31)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第22号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** 4 番久保田です。議案第 2 2 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

現在、要支援 1、2 と認定され、介護サービスを受ける人の 8 割はヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を利用しています。この 2 つの要支援者向けサービスが廃止されようとしています。保険給付による訪問、通所介護を止める代わりに市町村が実施している地域支援事業など、代替サービスを提供されようとしています。代替サービスには人員、基準も運営基準もなく、サービス内容は市町村の裁量任せです。しかも事業予算には上限が付けられ、市町村は国からの給付費削減を義務付けられます。要介護に進まないようにするための一番大事なサービスが現在の内容、水準から大きく縮小、後退することは避けられません。その結果、要支援者本人、世帯の生活に深刻な支障がもたらされることは確実です。要支援者は、定期的な訪問介護、通所介護を利用することで在宅生活を続けています。サービスの縮小、打ち切りは在宅生活を困難にし、介護度の悪化、家族の介護負担の増大をもたらすでしょう。

また、ボランティアへの代替により、専門職の切り捨てが起りかねません。ヘルパーの生活援助は単に掃除や調理をすることではありません。状態悪化の早期発見と対処、リスクの回避、認知症への対応、利用者との時間をかけた関係づくり、信頼への構築や相談、援助、一連の家事を通して生活を支えている、これが専門職なんです。

ボランティアでも可能というのは、介護の専門性を真っ向から否定するものです。大きな問題は、この制度は事業所にとっても甚大な影響が生じることです。ヘルパーの仕事が奪われれば、収益が減少し、事業の存続が困難になる恐れがあります。そのことにより、ヘルパーの失職にもなりかねません。認めることはできません。よって議案第 2 2 号には反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 1 番小田** 1 1 番小田です。議案第 2 2 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

高齢化社会にあって制度は確立をしております。地域支援事業として、介護予防事業にも積極的に取り組まれ、高齢者の健康維持などに努められるよう計画、予算措置をとられております。よって、議案第 2 2 号に賛成いたし

ます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、議案第22号「平成28年度介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:35)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。



「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 全員起立です。したがって、議案第23号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:36)

**議 長** 次に、議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、議案第24号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:38)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、議案第25号「平成28年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:39)

**議 長** 次に、日程第 8、「総務厚生委員会調査報告を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会の調査報告を行います。

閉会中の継続調査を行ってまいりました「地方創生の取り組みについて」並びに「国民健康保険事業の今後の運営について」調査結果を報告いたします。

この調査結果につきましては、すでに議長宛に報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ、報告といたします。地方創生の方からお願いいたします。

平成 28 年 3 月 18 日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

総務厚生委員会調査報告。

- 1、件名。地方創生の取り組みについて。
- 2、期日。平成 27 年 6 月 22 日から平成 28 年 3 月 18 日。
- 3、場所。第 1、3 委員会室。
- 4、出席者。委員全員、議長、事務局長、書記、地域政策課長、担当係長。

5、審査の経過と概要。

全員協議会（平成 27 年 6 月 22 日）。

川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について説明を受けた。

第 1 回委員会（平成 27 年 7 月 30 日）。

アンケート調査、ワーキンググループ、タイムスケジュールについて説明を受けた。

全員協議会（平成 27 年 9 月 10 日）。

人口ビジョン、婚活事業、プレミアム商品券、地域おこし協力隊等について説明を受けた。

全員協議会（平成 27 年 10 月 21 日）。

創生総合戦略（冊子版）の素案についての説明を受けた。

全員協議会（平成 27 年 11 月 30 日）。

創生総合戦略における事業目標、数値目標の根拠等について説明を受けた。

全員協議会（平成28年2月4日）。

創生総合戦略（冊子版）の変更点についての説明を受けた。

第2回委員会（平成28年3月18日）。

委員会の意見をまとめ、報告書を作成した。

6、まとめ。

本町では、国が制定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を受け、川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略、川棚町人口ビジョンを策定した。この制度が町民に対し、より良い制度となるよう期待し、最終報告とする。

次に、国保事業の方をお願いいたします。

平成28年3月18日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。

1、件名。国民健康保険事業の今後の運営について。

2、期日。平成27年11月5日から平成28年3月18日。

3、場所。第3委員会室。

4、出席者。委員全員、議長、事務局長、書記、健康推進課長、担当係長。

5、審査の経過と概要。

第1回委員会（平成27年11月5日）。

国民健康保険事業の運営状況と現状について説明を受けた。

第2回委員会（平成27年11月18日）。

国保運営協議会の意見や答申の内容について説明を受けた。

第3回委員会（平成27年11月30日）。

担当課より今後の運営方針について説明を受けた。

第4回委員会（平成27年12月10日）。

事業内容についてのシミュレーション等、今後の事業計画の説明を受けた。

第5回委員会（平成27年12月15日）。

国民健康保険税条例の一部改正について委員会の意見をまとめ、付託審査報告書を作成した。

第6回委員会（平成28年3月18日）。

委員会の意見をまとめ、閉会中の調査報告書を作成した。

6、まとめと意見。

国民健康保険事業に関して、6回の委員会を開催した。12月定例会でおこなった国保税条例の一部改正での付託審査報告でも述べたが、今後の事業運営に関しては法定外繰入を行うなど、大変厳しい財政運営が見込まれる。常に事業費の見込みや運営状況を的確に把握し、適切な事業運営に努められたい。

また、2年後に税率改定が予定されており、医療費の抑制に関しては十分な研究、検討を図られたい。以上でございます。

**議**            **長** これから委員長の2件の報告に対し、個別に質疑を行います。

まず、「地方創生の取り組みについて」の質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、「国民健康保険事業の今後の運営について」の質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(13:46)

**議**            **長** 次に、日程第9、「産業建設文教委員会の調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** 産業建設文教委員会では、閉会中の継続調査として、「本町の教育の現状と課題について」調査を行ってまいりました。調査が終

了し、すでに報告書を議長宛に提出をしております。その報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

平成28年3月18日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長山口隆。

委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

所管事務調査報告。

1、件名。本町の教育の現状と課題について。

2、経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時、平成27年7月22日(水)。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。

閉会中の調査事項について、調査方法及び調査内容について協議。

(2) 第2回委員会。日時、平成27年8月24日(月)。場所、第2委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記、教育長、次長、教育総務係長、社会教育係長、給食センター係長。

教育委員会と意見交換をした。

主な内容。

①少子化による児童減少に伴う学級減等への対応は、現時点では3小学校とも複式学級になる可能性は当面ないので、現在の学校配置を堅持していく。

②いじめについては、小学校で2件、中学校で3件の報告を受けているが、解決済みとのことである。

③不登校については、小学校で2名、中学校で9名、要因としては家庭環境によるものである。

④県教委の学力調査によると、本町の児童生徒の平均点は県平均以下である。平成24年度から町内学力向上推進協議会が設置され、教師の指導力向上、家庭学習の推進など、学力向上に向けた対策について協議等が行われ実施されている。

⑤学校給食共同調理場の調理業務と配送業務の民間委託については、特に問題点は出ていない。

(3) 第3回委員会。日時、平成27年12月14日(月)。場所、第2

委員会室。出席者、委員全員、議長、書記。

閉会中の調査について、今後の調査内容、方法について協議（特に学校訪問についての協議事項等について）。

（４）第４回委員会。日時、平成２８年１月１２日（火）。場所、第３委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。

学校訪問について、日程、視察内容、視察個所等について協議。

（５）第５回委員会。日時、平成２８年１月２７日（水）。場所、川棚小学校。出席者、委員全員、議長、事務局書記、山口校長、池田教頭。

教育現場視察。タブレット型パソコンを活用した授業の参観及び校内視察。

意見交換。タブレット型パソコンについては、導入時の町内全教職員を対象とした研修会及び校内研修により全教職員が活用できるようになった。

ICT教育を充実させるため、ICT支援員を町教委で配置してほしい。

いじめについては２件（４年生、６年生）あり現在解決済みである。

不登校については、完全不登校が６年生で１名、不完全不登校が１名。また、３年時に不完全不登校の生徒がスーパーバイザー等の指導により普通登校になった。

通級学級、支援学級を設置しており、サポートティーチャーの配置は助かっている。

（６）第６回委員会。

①日時、平成２８年２月８日（月）午前。場所、小串小学校。出席者、委員全員、議長、事務局書記、横尾校長、緒方教頭。

教育現場視察。校内視察、給食試食。

意見交換。校務支援ソフト「ミライム」は、職員、学校間の連絡用として有効に活用されている。

現在、川棚小の通級学級に５名通学している。他にも対象者はいるが、保護者の送迎の関係で通学できない児童がいる。通級学級の設置が必要である。

施設、設備の改善が必要な個所がある。（職員室の拡張、相談室のエアコン設置、職員用トイレの設置等）。

②日時、平成２８年２月８日（月）午後。場所、石木小学校。出席者、委

員全員、議長、事務局書記、佐藤校長、辻教頭。

教育現場視察。校内視察、図書室を活用した放課後児童クラブ。

意見交換。図書室を活用した放課後児童クラブは、日課の関係で集団下校を待っている低学年については有効な手立てである。

不登校、いじめ、発達障害などに的確な対応を図るためには、スクールカウンセラーの常駐が必要である。

9月、10月の土日に行事が多いため、月曜日に児童が落ち着かない状態が見受けられる。行事の調整が必要である。

通級学級については、保護者と同意書を交わした後に実施している。保護者から要望があっても満杯で待機状態である。

(7) 第7回委員会。日時、平成28年2月12日(金)。場所、川棚中学校。出席者、委員全員、事務局書記、高島校長、楠本教頭。

教育現場視察。タブレット型パソコンを活用した授業の参観。

意見交換。

不登校については、完全不登校は2年生2名、3年生2名で別室登校が13名である。完全不登校についてはスクールソーシャルワーカーが学校と家庭の間に入り対応している。結果として、2学期まで完全不登校の生徒が3学期は解消された。

通級学級の対象生徒が年々増加傾向にある。通級学級の指導を充実させるための職員の配置が必要である。

中1ギャップについては、小中職員の連携、合唱コンクールへ6年生を招待するなどの取り組みにより現1年生では長期欠席者が減少してきており、かなり解消されている。

(8) 第8回委員会。日時、平成28年2月26日(金)。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。

閉会中の調査事項まとめ。

閉会中の時期調査事項について協議。

3、委員会の意見。

①学力向上については、教師の指導力の向上、家庭学習の推進、朝の学習等に取り組む等、対策が行われている。今後も引き続き取り組まれない。

②タブレット型パソコンについては、職員の研修会を開催するなど有効な



活用方法について取り組まれている。今後もICT教育の充実を図るため、ICT支援員の配置が必要である。川棚中学校では、タブレット型パソコンが不足しており対応されたい。

③いじめについては、各学校発生しているが、すべて解決済みである。今後も早期発見、早期対応に努められたい。

④不登校については、その要因として家庭環境によるものが多いので、スクールソーシャルワーカーの配置は評価できる。さらに、スクールソーシャルワーカーの配置時間の増加が望まれる。

⑤小串小学校では、施設、設備の改善が望まれる。（職員室の手狭さ、相談室のエアコンの設置、職員用のトイレの設置等）。

⑥小串小学校では通級学級の早急な設置が望まれる。

⑦石木小学校では、スクールカウンセラーの常駐が必要と思われる。

⑧少子化の中、地域の子どもは地域で育てる意識のもと、学校、教育行政、地域などが連携して子どもの教育に取り組む姿勢が望まれる。

⑨通級学級は、発達障害の児童生徒には有効な教育手段の一つである。今以上の充実に努められたい。

⑩子どもたちが気持ちよく学習できる環境づくりのためサポートティーチャー、図書司書補助、ICT教育、ALT、スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーなどの取り組みは県内でも先進的であり評価できる。以上でございます。

**議 長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番三岳です。一点お尋ねをしたいのは、3小学校においてですね、いじめ、不登校の記載がありまして、解決済みという表現があるんですが、これは何をもって解決済みということなのかと。

それともう一点、中学校におけるですね、不登校についての記載がございます。ただ、これはいじめというのはないのかどうかですね、その二点をお尋ねします。

**議 長** 産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** 一点目についてはですね、言葉によるからかい等ということで、軽微なものでお互いに子ども、保護者同士協議の上、解消が済んでいるということでございます。

中学校の不登校については、いじめによるものはないと。家庭環境、特に親子関係がうまくいかない、そういったケースが大半だそうでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、報告済みといたします。

( 1 3 : 5 9 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第 1 0、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長と産業建設文教委員長から、川棚町議会会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

( 1 3 : 5 9 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これを持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成28年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。  
ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 4 : 0 0 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_